

豊前市景観計画

「自然と人の営みが育む、歴史と文化の景観づくり」

～概要版～

■景観計画の目的

豊前市は、犬ヶ岳、求菩提山をはじめとする緑豊かな山々と豊前海に囲まれ、山から海へ向かって岩岳川などの川が流れ、市域の北部は広い平野となっています。

このような自然地形の特徴を活かして、谷筋の斜面地や丘陵地では果樹や茶が栽培され、谷あいや平地には水田地帯の中に農村集落が点在する田園風景が広がっています。

南西部の山地は、火山岩特有の奇岩と山岳信仰とかあいまって中世以降は豊前市のシンボルである求菩提山を中心に修験道場として栄えた歴史を有し、今もその遺構が残り、周辺の棚田などの農村景観と一体となった文化的な景観が見られます。

海沿いには、古くは大宰府官道、中津街道などの交通路がとおり、様々な歴史が折り重なり、今の豊前市が形成されています。

このような豊前市の良好な景観の保全と、将来に向けて良好な景観の創出を図るため、市民・事業者・行政が協働し、地域の個性の創出、地域の活性化、市民が愛着と誇りを持てる地域づくりによって、市民生活の向上並びに地域の経済及び社会の健全な発展に寄与することを目指します。

本計画は、このような豊前市の景観づくりを進めていくにあたっての目標や方針、実現に向けた方策などを定めることを目的としています。

■景観計画の構成

景観特性と課題

この計画は、豊前市全体における良好な景観の形成を目的として、景観計画区域の設定を行い、良好な景観形成に関する方針を定めるとともに行為の制限に関する事項及び、景観形成上重要な建造物や樹木の指定方針、その他良好な景観形成のために必要な事項を定めます。

あわせて、景観に対する市民意識の高揚、市民主体の景観づくりの活動のあり方や支援についての施策など、協働による景観づくりのための方策を定めます。

◆お問合わせ

豊前市 都市住宅課

〒828-8501

福岡県豊前市大字吉木 955

TEL:0979-82-1111

<http://www.city.buzen.lg.jp>

景観計画の区域（景観形成重点地区）

法定計画事項

良好な景観形成に関する基本的な方針

自然と人の営みが育む、歴史と文化の景観づくり

目標

- 目標1：山と海の大地形に抱かれた 自然の豊かさを感じられる景観づくり
- 目標2：人々の営みが支える 活力あるなりわいの景観づくり
- 目標3：修験道と八幡信仰の歴史を伝える 文化的景観づくり
- 目標4：交流の歴史が息づく みちの景観づくり
- 目標5：未来につなぐ 輝きのある都市景観づくり

方針

- 方針1：広がりの感じられる眺望景観を守り育てます
- 方針2：多様な生態系を育む豊かな自然景観を守り育てます
- 方針3：豊かな感みがもたらすなりわいの景観を守り育てます
- 方針4：奥深さのある歴史的文化的景観を守り育てます
- 方針5：人々のなりわいとともに伝わる祭礼景観を守り育てます
- 方針6：まちの発展を物語る交流基盤の景観を守り育てます
- 方針7：新しい都市へ向けた景観を創り育てます

良好な景観形成のための行為の制限に関する事項

【景観形成基準】

- 景域ごとの一般基準
- 景観形成重点地区における基準
- みちの輪における特定基準

【重要な景観の保全・整備ための方針】

- 景観重要建造物、景観重要樹木の指定の方針
- 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項
- 景観重要な公共施設の整備等に関する事項
- 景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

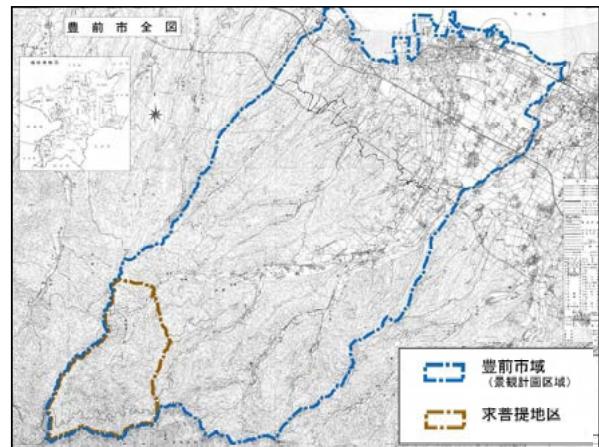
協働による景観まちづくり

- 景観まちづくりの促進
- 景観まちづくり活動の活性化と連携
- 景観まちづくりの仕組みの確立

■景観計画の区域

本市の景観は、地域ごとに多様な姿を見せており、また、魅力ある景観資源が市内の随所に存在しています。

豊前市景観計画では、地域の個性を生かしながら、一体的かつ整合のとれた景観行政を進めるため、市全域を景観計画区域とします。



■良好な景観の形成に関する方針

景観形成のテーマ、目標、基本方針を設定し、景観づくりを進めています。

<テーマ>

「自然と人の営みが育む、歴史と文化の景観づくり」

<目標>

目標1 山と海の大地形に抱かれた 自然の豊かさが感じられる景観づくり

- ・大地形を望む眺望景観を豊前市の象徴的な景観として位置づけ、守り育てます。

目標2 人々の営みが支える 活力あるなりわいの景観づくり

- ・地域の営みを伝えるなりわいの景観を守り育てます。

目標3 修験道と八幡信仰の歴史を伝える 文化的景観づくり

- ・神楽に代表される祭礼など、地域の中で培われてきた歴史景観を守り、継承していきます。

目標4 交流の歴史が息づく みちの景観づくり

- ・歴史的な道筋景観や港の景観を守り育てます。市街地内の良好な沿道景観を創っていきます。

目標5 未来につなぐ 輝きのある都市景観づくり

- ・美しく魅力のある住みたくなるまちづくりを行っていきます。

<基本方針>

方針1 広がりの感じられる眺望景観を守り育てます

- ・主要な観点場からの景観を、絵になる眺望景観として守り育てます。

方針2 多様な生態系を育む豊かな自然景観を守り育てます

- ・周辺環境と調和する景観づくりや川と水辺の環境の保全に取り組みます。

方針3 豊かな恵みがもたらすなりわいの景観を守り育てます

- ・担い手の育成や地域住民やNPO等との連携による棚田の保全再生等により、守り育てます。

方針4 奥深さのある歴史的文化的景観を守り育てます

- ・地域に眠っている歴史的な由来や言い伝えを掘り起こし、景観づくりに活かしていきます。

方針5 人々のなりわいとともに伝わる祭礼景観を守り育てます

- ・祭礼景観を継承するために、担い手の育成や地域が連携した情報発信等の取り組みを進めます。

方針6 まちの発展を物語る交流基盤の景観を守り育てます

- ・主要な幹線道路の道路景観は、市街地、田園等、沿道の特性に応じた景観づくりを進めます。

方針7 新しい都市づくりに向けた景観を創り育てます

- ・新しい市街地景観は、魅力ある景観づくりを進めます。

<景観づくりの基本的考え方>

目標と方針のもと、良好な景観を形成していくため、以下の考え方に基づき、建築物・工作物、開発行為の誘導、地域の特色ある景観の資源となっている建造物や樹木の保全、及び、景観に配慮した公共施設等の整備などを進めていきます。

- 景域を設定し、地域特性に応じた良好な景観形成を進めます。
- 景域ごとに、一般基準を定め、市域全体にわたって緩やかな景観誘導を行います。
- 景観形成重点地区については、きめ細やかな誘導の基準を定めます。
主要な幹線道路沿いは、みちの軸として、一般基準に上乗せする特定基準を定めます。
- 地域の特色ある景観資源となっている、建造物や樹木等の良好な景観資源を保全する。
- 市が行う施設整備に際して、景観形成の配慮をします。
- 国・県などが行う施設整備に対して、景観形成への配慮を要請します。

■ 景域区分図



<4つの景域の景観形成>

① 山と谷筋の景域

「原風景を形づくる良好な自然景観、生活文化を伝える

集落地景観の保全・継承」

山や谷筋の緑や河川などの良好な自然環境の保全を図ります。

谷筋の地形と棚田や山村集落が一体となった景観は人々の暮らしや宮みとともに形づくられてきた地域固有の生活文化を伝える景観として、周辺との調和や保全を図ります。



② 田園と海の景域

「自然、田園、集落地、海が一体となったなりわい景観の保全・継承」

良好な田園や果樹園のなりわいを保全するとともに、屋敷林や社寺林などの縁に囲まれた低層の集落地はまとまりある田園景観として周辺との調和・保全を図ります。漁村集落や漁港などの海浜部の景観は豊前海と人々の営みを感じさせる景観として適切な保全を図ります。



③ 住宅・商業市街地の景域

「まとまりや賑わい・潤いの感じられる住宅・商業市街地景観の形成」

恵まれた自然と調和した市街地を形成することにより、生活環境の向上にもつながることから全体として調和のとれたまとまりある市街地景観の形成を誘導します。



④ 工業市街地の景域

「産業の活力が感じられる工業市街地景観の形成」

周辺の景観に大きく影響を与えるボリューム感のある建築物が建ち並ぶため、周囲への圧迫感の軽減とゆとりある空間の確保を図ります。

工業地では、活力を保持するとともに、雑多な印象を与えないよう緑等による開放的な空間の形成を図ります。



■良好な景観形成のための行為の制限

<景域ごとの景観形成基準(一般基準)>

それぞれの景域の特性と調和するよう、建築物・工作物、開発行為、土地の形質の変更等について、配置、形態意匠、色彩、緑化などの配慮すべき基準を定めます。

		山と谷筋の景域	田園と海の景域
建築物 工作物	配 置	<ul style="list-style-type: none"> 周辺の環境や地形に十分配慮した配置とする。 棚田や河川沿いの自然景観を阻害しない配置とする。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域で古くから親しまれている歴史的な建造物や社寺林、松林等に配慮した配置とする。 周囲との連続性に配慮した配置とする。
	形態・意匠・色彩	<ul style="list-style-type: none"> 棚田や山村集落等が残る地域においては、地域の基調となっている伝統的な形態・意匠と調和させる。 	<ul style="list-style-type: none"> 農漁村集落では周辺の景観と調和するよう、形態意匠を工夫する。
	圧迫感の軽減	—	<ul style="list-style-type: none"> 大規模な建築物等では、長大な壁面になることは避け、分節化するなど、周囲に与える圧迫感の軽減に努めた形態とする。
	設備類	—	<ul style="list-style-type: none"> 建築設備類を設置する場合は、建築物等の裏側へ配線するなど、道路等の公共の場から容易に目に見える位置には設置しない。やむを得ず設置する場合は目隠し等による措置を行い、周囲の景観に影響を与えないよう配慮する。
	色彩	<ul style="list-style-type: none"> 周囲の景観に調和する色彩とし、環境色彩基準に適合させる。 色彩を組み合わせる場合には、統一感のある配色とし、背景の緑と調和するよう配慮する。 	<ul style="list-style-type: none"> 周囲の景観に調和する色彩とし、環境色彩基準に適合させる。 色彩を組み合わせる場合には、統一感のある配色とする。
	外構・緑化等	<ul style="list-style-type: none"> 自然の植生に配慮した緑化に努めると共に、敷地境界部では、できる限り多くの樹木・花壇による植栽を施す。 	<ul style="list-style-type: none"> 自然の植生に配慮した緑化に努めるとともに、前面道路との境界ではできるだけ多くの樹木や花壇による植栽を施す。
開発行為・土地の形質の変更等	周辺への配慮	<ul style="list-style-type: none"> 自然環境、植生、貴重な動植物の生態系に配慮する。 	—
	造成等	<ul style="list-style-type: none"> 既存の地形を活かした造成に努め、切土・盛土は最小限に抑える。 面的な一団の開発等に伴う法面、擁壁は長大なものは避け、圧迫感のないように配慮する。やむを得ず長大となる場合には、緑化等による修景を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 既存の地形を活かした造成に努め、切土・盛土は最小限に抑える。 面的な一団の開発等に伴う法面、擁壁は長大なものは避け、圧迫感のないように配慮する。やむを得ず長大となる場合には、緑化等による修景を行う。
	既存樹木・樹林等の保全	<ul style="list-style-type: none"> まとまった斜面地の樹林帯は、できる限り保全する。 	<ul style="list-style-type: none"> 田園の中の一団にまとまった緑や社寺林、河川沿いの樹林、海岸部の松林等は、できる限り維持・保全する。
外観照明		<ul style="list-style-type: none"> 良好な夜間景観を阻害しないよう、必要最小限の明るさとする。 点滅照明は設置しない。 派手な照明器具は設置しない。 	<ul style="list-style-type: none"> 良好な夜間景観を阻害しないよう必要最小限の明るさとする。 点滅照明は、設置しない。 派手な照明器具は設置しない。

住宅・商業市街地の景域	工業市街地の景域
・周囲との連續性に配慮した配置に努める。	・ゆとりある空間を確保するように建築物・工作物等の位置に配慮する。
・住居系市街地では、周囲のまちなみから突出する奇抜なものは避ける。 ・商業系市街地では、周辺の建物との連續性や、歩道や街路樹等の歩行空間と調和した形態・意匠に配慮する。	—
・大規模な建築物等では、長大な壁面になることは避け、分節化するなど、周囲に与える圧迫感の軽減に努めた形態とする。	・大規模な建築物等は、周囲に与える圧迫感の軽減に努めた形態とする。
・建築設備類を設置する場合は、建築物等の裏側へ配線するなど道路等の公共の場から容易に目に見える位置には設置しない。やむを得ず設置する場合は、目隠し等による措置を行い、周囲の景観に影響を与えないよう配慮する。	—
・周囲の景観に調和する色彩とし、環境色彩基準に適合させる。 ・色彩を組み合わせる場合には、統一感のある配色に配慮する。	・周囲に調和する色彩とし、環境色彩基準に適合させる。
・道路との境界部に垣・さく等を設置する際にはブロック塀は避け、開放性のあるものとし、できる限り生け垣や緑化フェンスに努める。垣・さく等を設置しない場合には、道路境界部に、できるだけ多くの樹木や花壇による植栽を施す。	・開放的な緑化空間を形成するよう、敷地境界部は出来る限り樹木、花壇による植栽を施す。
—	—
—	—
—	—
—	—

<みちの軸の景観形成基準(特定基準)>

地域内外を結ぶ主要な幹線道路の沿道景観等、広域的に連続する景観について、一般基準に上乗せするきめ細やかな基準を設定し、地域の魅力向上を図ります。

みちの軸		景観形成基準	
建築物 工作物	形態・意匠	連續性への配慮	<ul style="list-style-type: none"> 建築物・工作物の道路からの見え方や通りとしての連續性に留意し、奇抜なもののは避け、周囲の景観と調和した形態・意匠とする。
開発行為、土地の形質の変更等	緑化		<ul style="list-style-type: none"> 道路等の公共の場から敷地の全容を容易に見ることができる駐車場や資材置き場では、敷地境界部に多くの樹木や花壇による植栽を施すなど潤いある景観の形成に配慮する。



<景観形成重点地区の景観形成基準(抜粋)>

求菩提地区の景観特性に合わせてきめ細かく、一般基準よりも詳細な基準で、求菩提地区の文化的景観の保全・継承を図ります。

項目		景観形成基準		
共通事項	指針	<ul style="list-style-type: none"> 求菩提地区の文化的景観と調和した落ち着きと安らぎのある景観を形成する。 歴史的資産との景観的調和を図り、文化財保護地域等にふさわしい景観の創出を心がける。 		

<環境色彩基準>

JIS 日本工業規格の標準である「マンセル表色系」による色相、明度、彩度といった数値による尺度を使い、地域の景観を阻害しないよう景観誘導を行います。

■景観誘導のイメージ



	景 域	部 位	色 相	明 度	彩 度	
建 築 物	山と谷筋	外壁基調色	7.5R~2.5Y	7.5 以下	4.0 以下	
			無彩色(N)	7.5 以下	—	
			上記以外の色相	7.5 以下	2.0 以下	
	屋 根	2.5~7.5BG	7.5 以下	4.0 以下		
			無彩色(N)	7.5 以下	—	
			上記以外の色相	5.0 以下	2.0 以下	
	田園と海	外壁基調色	有彩色	—	4.0 以下	
			無彩色(N)	—	—	
		屋 根	有彩色	7.5 以下	4.0 以下	
			無彩色(N)	7.5 以下	—	
	住宅・商業 市街地、 工業市街地	外壁基調色	有彩色	—	6.0 以下	
			無彩色(N)	—	—	
		屋 根	有彩色	—	4.0 以下	
			無彩色(N)	—	—	
工 作 物	山と谷筋		全て	7.5 以下	4.0 以下	
	田園と海、住宅・商業市街地、工業市街地		全て	—	4.0 以下	

※京築広域景観計画（素案）概要版より

■協働による景観まちづくりの推進

景観計画の目標である「自然と人の営みが育む、歴史と文化の景観づくり」の実現のためのまちづくり行為全般を「景観まちづくり」と呼ぶこととします。

ここでは、景観まちづくりを進めていくため方針を整理します。

<景観まちづくりの促進>

(1) 景観に対する関心や意識の啓発

市の優れた景観資源の紹介や身近な景観形成活動を紹介する、パンフレットやホームページへの掲載、イベントや講習会、コンテストなどで、景観への関心を高め、など、市民意識を啓発する取り組みを推進します。

(2) 景観まちづくりへの参加の促進（市民意識の育成支援施策）

学校や公民館などと連携し、学校教育、生涯学習、環境学習など、教育活動、環境や景観の学習機会を提供し、意識啓発や伝統文化の継承などの取組みを推進します。

(3) 景観まちづくりの仕組みづくりと活動への支援

市民が主体となった景観まちづくりの取組みに対して、ルールづくりに関する制度の紹介やルールの締結に対する助言などの支援や、地域や団体の活動組織に対する支援を行っていきます。

◆既存の景観まちづくりの活動



<植樹活動>



<岩屋坊清掃>



<景観を考えるワークショップ>

<景観まちづくり活動の活性化と連携>

(1) 多様な景観まちづくり活動の紹介と参加呼びかけ

豊前市内や周辺市町では、すでにNPO・まちづくり団体など多様な主体が景観まちづくりに取り組み、地域の活性化を進めています。

このような景観まちづくりの活動の輪を広げ、活発にしていくため、これらの観形成活動を市民に紹介するとともに、活動への参加を促していきます。

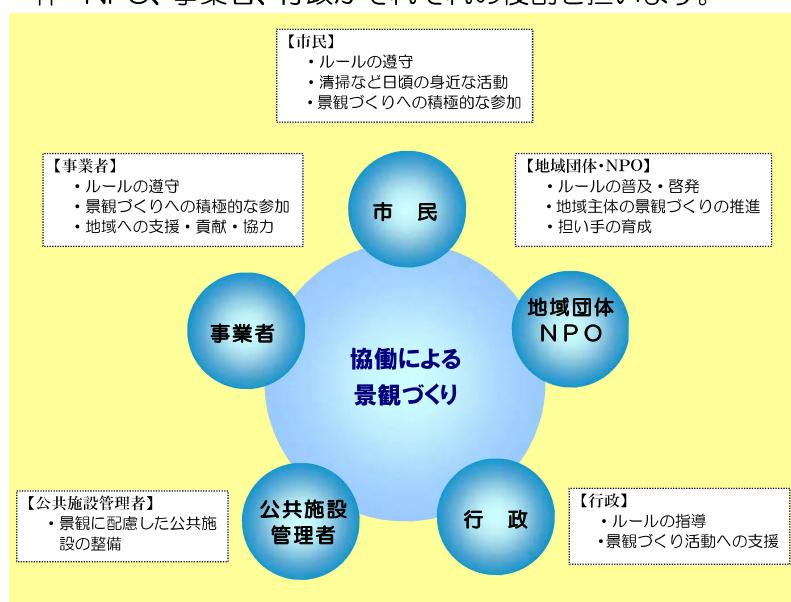
(2) 景観まちづくり活動の連携促進

市内外の多様な活動団体間の連携・協力を促進するなど、景観まちづくり活動を活性化させる施策を推進します。

<景観まちづくり活動の仕組みの確立>

■それぞれの主体の役割

協働の景観まちづくりを推進するため、市民、地域団体・NPO、事業者、行政がそれぞれの役割を担います。



■それぞれの主体の連携

協働による景観まちづくりを推進するため、地域において景観形成にかかわりをもつ様々な立場の関係者が連携していくことが重要です。

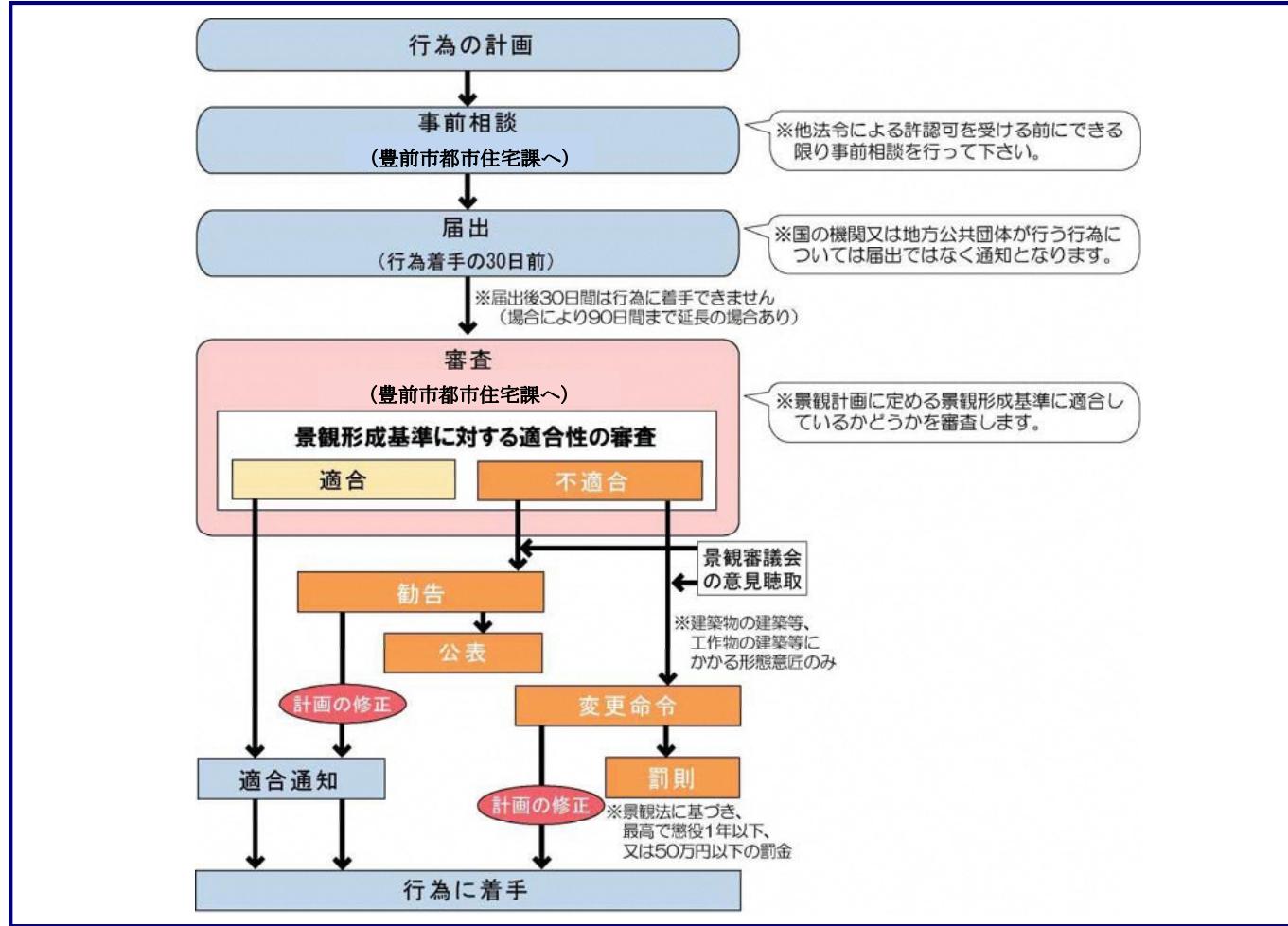
①多様な主体が参加する体制を構築し、定期的に会合を持ち、情報交換や協議を行う。

②景観上影響の大きい建築・建設などの行為や公共事業について、地域住民、地域団体・NPO等が協議に参加できる仕組みをつくり、住民等の意見を反映していく。

③今後、景観形成基準の見直しや特定基準を追加する場合には、地域の意見を反映していく。

④景観計画のより一層の実現化に取り組み、関連する多くの制度を活用しながら、地区レベルの景観形成と連携していく。

■届出手続きの流れ



■届出が必要な行為

■景観計画区域（景観形成重点地区を除く）

届出が必要な行為	対象規模
(1) 建築物の建築等	
新築、増築、改築若しくは移転	建築物の行為に係る部分の延床面積が 1,000 m ² 以上（「店舗等」*1 は 500 m ² 以上）又は高さが 10m以上のもの
外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	建築物の延床面積が 1,000 m ² 以上（「店舗等」*1 は 500 m ² 以上）又は高さが 10m以上のもののうち、外観変更に係る見付面積の合計が全体見付面積の 1/2 以上のもの
(2) 工作物 ^{*2} の建設等	
新築、増築、改築若しくは移転	行為に係る工作物の高さが 10m 以上のもの
外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	工作物の高さが 10m 以上のもののうち、外観変更に係る見付面積の合計が全体の見付面積の 1/2 以上のもの
(3) 都市計画法に基づく開発行為	行為に係る土地の面積の合計が 3,000 m ² 以上のもの
(4) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	行為に係る土地の面積の合計が 3,000 m ² 以上のもの
(5) 外観照明 夜間において一定の期間継続して建築物 その他の工作物の外観について行う照明	<ul style="list-style-type: none"> 延床面積が 1,000 m²以上（「店舗等」*1 は 500 m²以上）又は高さが 10m以上の建築物の外観について行う照明 工作物^{*2} で高さが 10m 以上のものの外観について行う照明

■届出等の対象外となる行為

*1 「店舗等」とは、店舗、飲食店、展示場、遊技場、劇場、映画館、演芸場又は観覧場をいう。

*2 対象となる「工作物」は次に挙げるもの。

- 煙突、鉄筋コンクリートの柱、鉄柱、木柱、装飾塔、記念塔、高架水槽、サイロ及び物見塔
- 製造施設、貯蔵施設、遊戯施設及び自動車車庫

□通常の管理行為、軽易な行為その他の行為（景観法施行令第 8 条で定めるもの）

▪ 地下に設ける建築物又は工作物、仮設の工作物、法令等による義務の履行として行う行為等

□非常災害のため必要な応急措置として行う行為

□景観重要公共施設の整備として行う行為

□福岡県屋外広告物条例の規定に適合する屋外広告物の表示又は設置

□文化財保護法に基づく重要伝統的建造物群保存地区で行う行為